

第一級アマチュア無線技士「法規」試験問題

30問 2時間30分

A-1 総務大臣がアマチュア無線局の免許の申請書を受理したときに、その申請を審査する事項として、電波法（第7条）に規定されていないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 周波数の割当てが可能であること。
- 2 その無線局の業務を維持するに足りる経理的基礎があること。
- 3 工事設計が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合すること。
- 4 総務省令で定める無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準に合致すること。

A-2 アマチュア無線局の予備免許を受けた者が行う工事設計の変更及び無線設備の設置場所の変更等に関する記述として、電波法（第8条及び第9条）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、予備免許を受けた者から申請があった場合において、相当と認めるときは、工事落成の期限を延長することができる。
- 2 予備免許を受けた者は、総務省令で定める軽微な事項について工事設計を変更したときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 3 予備免許を受けた者は、総務省令で定める軽微な変更^に該当する無線設備の設置場所の変更をしたときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 4 予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。また、この工事設計の変更は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第3章（無線設備）の技術基準に合致するものでなければならない。

A-3 アマチュア無線局の呼出符号、電波の型式、周波数又は空中線電力の指定の変更に関する記述として、電波法（第19条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、免許人が呼出符号の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。
- 2 総務大臣は、免許人が周波数又は空中線電力の指定の変更を申請した場合において、電波の規整その他公益上必要があると認めるときは、その指定を変更しなければならない。
- 3 総務大臣は、免許人が電波の型式及び周波数の指定の変更を申請した場合において、当該無線局が適合表示無線設備のみを使用するものであるときは、その指定を変更することができる。
- 4 総務大臣は、免許人が周波数又は空中線電力の指定の変更を申請した場合において、当該無線局が他の無線局の運用に混信その他の妨害を与える虞^{おそれ}があると認めるときは、その指定を変更しなければならない。

A-4 次の記述は、アマチュア無線局の免許がその効力を失った場合について述べたものである。電波法（第24条及び第78条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、1箇月以内にその A を返納しなければならない。
- ② 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく B なければならない。

- | A | B |
|--------------------------|-----------------------------------------|
| 1 免許状 | 送信機、空中線及び給電線を撤去し |
| 2 免許状 | 空中線の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じ |
| 3 免許状並びに無線局事項書及び工事設計書の写し | 空中線の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じ |
| 4 免許状並びに無線局事項書及び工事設計書の写し | 送信機、空中線及び給電線を撤去し |

A-5 用語の定義として、電波法施行規則（第2条）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 「空中線電力」とは、空中線に供給される電力に、与えられた方向における空中線の相対利得を乗じたものをいう。
- 2 「尖頭電力」とは、通常の動作状態において、変調包絡線の最高尖頭における無線周波数1サイクルの間に送信機から空中線系の給電線に供給される平均の電力をいう。
- 3 「平均電力」とは、通常の動作中の送信機から空中線系の給電線に供給される電力であって、変調において用いられる最低周波数の周期に比較して十分長い時間（通常、平均の電力が最大である約10分の1秒間）にわたって平均されたものをいう。
- 4 「搬送波電力」とは、変調のない状態における無線周波数1サイクルの間に送信機から空中線系の給電線に供給される平均の電力をいう。ただし、この定義は、パルス変調の発射には適用しない。

A-6 次の表の記述は、電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示したものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

電波の型式 の記号	電 波 の 型 式		
	主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
D7D	同時に、又は一定の順序で振幅変調及び角度変調を行うもの	<input type="text" value="A"/>	<input type="text" value="B"/>

A

- 1 アナログ信号である2以上のチャンネルのもの
- 2 アナログ信号である2以上のチャンネルのもの
- 3 デジタル信号である2以上のチャンネルのもの
- 4 デジタル信号である2以上のチャンネルのもの

B

- テレビジョン（映像に限る。）
データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
テレビジョン（映像に限る。）

A-7 高圧電気（注）に対する安全施設に関する記述として、電波法施行規則（第22条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 高周波若しくは交流の電圧300ボルト又は直流の電圧750ボルトを超える電気をいう。

- 1 高圧電気を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器は、取扱者のほか出入できない場所に装置しなければならない。
- 2 高圧電気を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器は、無線従事者のほか出入できない場所に装置しなければならない。ただし、金属遮蔽体の内に収容する場合は、この限りでない。
- 3 高圧電気を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器は、外部より容易に触れることができないように、金属遮蔽体の内に収容しなければならない。ただし、無線従事者のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。
- 4 高圧電気を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器は、外部より容易に触れることができないように、絶縁遮蔽体又は接地された金属遮蔽体の内に収容しなければならない。ただし、取扱者のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。

A-8 送信装置の周波数の安定のための条件に関する記述として、無線設備規則（第15条）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、気圧の変化によっても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。
- 2 周波数をその許容偏差内に維持するため、発振回路の方式は、できる限り外囲の温度又は湿度の変化によって影響を受けないものでなければならない。
- 3 周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り電源電圧又は負荷の変化によって発振周波数に影響を与えないものでなければならない。
- 4 移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、實際上起こり得る振動又は衝撃によっても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。

A-9 次の記述は、非常通信について述べたものである。電波法（第52条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生する虞^{おそれ}がある場合において、 A を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、 B、交通通信の確保又は C のために行われる無線通信をいう。

	A	B	C
1	有線通信	財貨の保全	電力供給の確保
2	有線通信	災害の救援	秩序の維持
3	電気通信業務の通信	災害の救援	電力供給の確保
4	電気通信業務の通信	財貨の保全	秩序の維持

A-10 無線局が相手局を呼び出そうとする場合（注）の措置に関する記述として、無線局運用規則（第19条の2第1項）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合並びに海上移動業務以外の業務において他の通信に混信を与えないことが確実である電波により通信を行う場合を除く。

- 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、受信機を最良の感度に調整し、自局の発射しようとする電波の周波数その他必要と認める周波数によって聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。
- 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、送信機を通常動作状態に調整し、自局の発射しようとする電波の周波数によって聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。
- 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、擬似空中線回路を使用して自局の発射しようとする電波の周波数を測定しなければならない。
- 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、自局の発射しようとする電波の周波数を1分間聴守しなければならない。

A-11 アマチュア局の無線電話通信における不確実な呼出しに対する応答に関する記述として、無線局運用規則（第14条、第18条及び第26条並びに別表第4号）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出符号の代わりに「呼出しを回復してください」を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、応答事項のうち相手局の呼出符号の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、その呼出しが回復され、かつ、自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで応答してはならない。
- 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実であるときは、その呼出符号が確実に判明するまで応答してはならない。

A-12 次の記述は、モールス無線通信の通信中において、混信の防止その他の必要により使用電波の型式又は周波数の変更を要求しようとするときに順次送信すべき事項を掲げたものである。無線局運用規則（第34条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① QSU又はQSW若しくは A 1回
- ② 変更によって使用しようとする周波数（又は電波の型式及び周波数） 1回
- ③ ?（「 B」を送信したときに限る。） 1回

	A	B
1	QRX	QSW
2	QRX	QSU
3	QSY	QSU
4	QSY	QSW

A-13 欧文によるモールス無線通信において使用する「通信の完了符号」を示す略符号を表すモールス符号はどれか。無線局運用規則（第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 . . . - . -
- 2 . - .
- 3 - . . . -
- 4 . - . - .

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-14 「そちらの周波数は、変化します。」を示すQ符号を表すモールス符号はどれか。無線局運用規則（第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 --- . - . . . - . . .
- 2 --- . - - .
- 3 --- . - . -
- 4 --- . - . . - . . . - .

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-15 アルファベットの字句とその字句を表すモールス符号が適合する組合せはどれか。無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

	字句	モールス符号
1	BELMOPAN	- - - - - - . - - - . - - .
2	CASTRIES	- . - . . - . . . - . -
3	KINGSTOWN	- . - . . . - . - . - - - - - - . . - - .
4	WASHINGTON	. - - . - - . . - - . - - - - . - .

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-16 64JLVXZ を表すモールス符号はどれか。無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 - - . - - . . - . - - - . - - . - - . . .
- 2 - - - - . . . - - - . - - - - . - - . . - . - - . - . . . -
- 3 - - - - - - . - - - . - . . - - -
- 4 - - . - - - . . - - . - . . - . . . - - - . . .

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-17 アマチュア無線局の検査に関する記述として、電波法（第73条第5項）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認めるときは、電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者を無線局に派遣し、その無線設備等（注）を検査させることができる。
- 2 総務大臣は、電波法第71条の5（技術基準適合命令）の無線設備の修理その他の必要な措置をとるべきことを命じたときは、その職員を無線局に派遣し、その無線設備等（注）を検査させることができる。
- 3 総務大臣は、電波法第72条（電波の発射の停止）第1項の電波の発射の停止を命じたときは、その職員を無線局に派遣し、その無線設備等（注）を検査させることができる。
- 4 総務大臣は、電波法の施行を確保するため特に必要があるときは、その職員を無線局に派遣し、その無線設備等（注）を検査させることができる。

注 無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類をいう。

A-18 次の記述は、アマチュア無線局の免許の取消し等について述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、3箇月以内の期間を定めて A の停止を命じ、又は期間を定めて B を制限することができる。
- ② 総務大臣は、免許人が次の(1)から(4)までのいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。
 - (1) 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き6箇月以上休止したとき。
 - (2) 不正な手段により無線局の免許若しくは電波法第17条（変更等の許可）の許可を受け、又は同法第19条（申請による周波数等の変更）の規定による指定の変更を行わせたとき。
 - (3) ①の規定による命令又は制限に従わないとき。
 - (4) 電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から C を経過しない者に該当するに至ったとき。

A	B	C
1 電波の発射	周波数若しくは空中線電力	2年
2 電波の発射	運用許容時間、周波数若しくは空中線電力	3年
3 無線局の運用	運用許容時間、周波数若しくは空中線電力	2年
4 無線局の運用	周波数若しくは空中線電力	3年

A-19 無線従事者が電波法に違反した場合に総務大臣が行う処分に関する記述として、電波法（第79条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、無線従事者が電波法に違反したときは、期間を定めて他の資格の無線従事者国家試験を受けさせないことができる。
- 2 総務大臣は、無線従事者が電波法に違反したときは、当該無線従事者が従事する無線局の運用の停止を命ずることができる。
- 3 総務大臣は、無線従事者が電波法に違反したときは、期間を定めて無線設備の操作範囲を制限することができる。
- 4 総務大臣は、無線従事者が電波法に違反したときは、その免許を取り消すことができる。

A-20 受信設備に対する監督に関する記述として、電波法（第82条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、受信設備が副次的に発する電波又は高周波電流が他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときは、その設備の所有者又は占有者に対し、その障害を除去するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 2 総務大臣は、受信設備が副次的に発する電波又は高周波電流が他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときは、その設備の所有者又は占有者に対し、設備の撤去を命じなければならない。
- 3 受信設備が副次的に発する電波又は高周波電流が他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときは、その設備の所有者又は占有者は、その障害を除去するために必要な措置を講じなければならない。
- 4 受信設備が副次的に発する電波又は高周波電流が他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときは、その設備の所有者又は占有者は、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

A-21 「有害な混信」の定義として、国際電気通信連合憲章附属書（第1003号）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 「有害な混信」とは、国際電気通信業務の運用を妨害し、又は無線通信規則に従って行う無線通信業務の運用に影響を与える許容し得る混信のレベルを超える混信をいう。
- 2 「有害な混信」とは、無線航行業務の運用を妨害し、又は主管庁が定める規則に従って行う無線通信業務の運用に影響を与える許容し得る混信のレベルを超える混信をいう。
- 3 「有害な混信」とは、国際電気通信業務の運用を妨害し、又は主管庁が定める規則に従って行う無線通信業務の運用に悪影響を与え、若しくはこれを反復的に中断し若しくは妨害する混信をいう。
- 4 「有害な混信」とは、無線航行業務その他の安全業務の運用を妨害し、又は無線通信規則に従って行う無線通信業務の運用に重大な悪影響を与え、若しくはこれを反復的に中断し若しくは妨害する混信をいう。

A-22 次の記述は、通信の秘密について述べたものである。国際電気通信連合憲章（第37条）及び無線通信規則（第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 構成国は、 A の秘密を確保するため、使用される電気通信のシステムに適合する B をとることを約束する。
- ② 主管庁は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定を適用するに当たり、次の事項を C ために必要な措置をとることを約束する。
 - (1) 公衆の一般的利用を目的としない無線通信を許可なく傍受すること。
 - (2) (1)にいう無線通信の傍受によって得られたすべての種類の情報について、許可なく、その内容若しくは単にその存在を漏らし、又はそれを D こと。

	A	B	C	D
1	国際通信	技術的に可能な措置	禁止する	他人の用に供する
2	国際通信	すべての可能な措置	禁止し、及び防止する	公表若しくは利用する
3	公衆通信	技術的に可能な措置	禁止し、及び防止する	他人の用に供する
4	公衆通信	すべての可能な措置	禁止する	公表若しくは利用する

A-23 局の技術特性に関する記述として、無線通信規則（第3条）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 スペクトルの効率的な使用のために受信機の周波数許容偏差は、送信機の周波数許容偏差のできる限り2倍以下でなければならない。
- 2 局において使用する装置は、周波数スペクトルを最も効率的に使用することが可能となる信号処理方式をできる限り使用するものとする。この方式としては、とりわけ、一部の周波数帯幅拡張技術が挙げられ、特に振幅変調方式においては、単側波帯技術の使用が挙げられる。
- 3 送信局は、一部の業務及び発射の種別に関して、無線通信規則に定める帯域外発射又は帯域外領域の不要発射の許容し得る最大電力レベルに従わなければならない。このレベルに関する規定がない場合には、送信局は、帯域外発射又は不要発射の制限に関して関連するITU-Rの勧告に示す要件をできる限り満たさなければならない。
- 4 発射の周波数帯幅は、スペクトルを最も効率的に使用し得るようなものでなければならない。このためには、一般的には、周波数帯幅を技術の現状及び業務の性質によって可能な最小の値に維持することが必要である。

A-24 局の許可書に関する記述として、無線通信規則（第18条）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 送信局は、その属する国の政府が適当な様式で、かつ、無線通信規則に従って発給する許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、設置し、又は運用することができない（無線通信規則に定める例外を除く。）。
- 2 送信局の属する国の政府は、その送信局の通信の相手方である受信局の設置者又は運用者に、必要に応じて許可書を発給することができる。
- 3 許可書を有する者は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定に従い、電気通信の秘密を守ることを要する。
- 4 許可書には、局が受信機を有する場合には、受信することを許可された無線通信以外の通信の傍受を禁止すること及びこのような通信を偶然に受信した場合には、これを再生し、第三者に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、その存在さえも漏らしてはならないことを明示又は参照の方法により記載していなければならない。

B-1 総務大臣が無線局の免許を与えないことができる者として、電波法（第5条）に規定されているものを1、規定されていないものを2として解答せよ。

- ア 電波法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- イ 刑法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ウ 無線局の運用の停止の命令を受け、その停止の期間の終了の日から2年を経過しない者
- エ 電波の発射の停止の命令を受け、その停止の命令の解除の日から2年を経過しない者
- オ 無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者

B-2 次の記述は、受信設備の条件について述べたものである。電波法（第29条）及び無線設備規則（第24条及び第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて他の無線設備の機能に支障を与えるものであってはならない。
- ② ①に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と ア の等しい イ を使用して測定した場合に、その回路の電力が ウ 以下でなければならない。ただし、無線設備規則第24条（副次的に発する電波等の限度）第2項以下の規定において、別に定めのある場合は、その定めるところによるものとする。
- ③ その他の条件として受信設備は、なるべく次の各号に適合するものでなければならない。
 - (1) エ が小さいこと。
 - (2) 感度が十分であること。
 - (3) 選択度が適正であること。
 - (4) オ が十分であること。

- | | | | | |
|----------|-----------|------------|-----------------------|--------|
| 1 利得及び能率 | 2 擬似空中線回路 | 3 4ナノワット | 4 内部雑音 | 5 安定度 |
| 6 電氣的常数 | 7 空中線結合回路 | 8 4マイクロワット | 9 総合歪率 ^{ひずみ} | 10 了解度 |

B-3 次の記述は、アマチュア局の無線電話による試験電波の発射について述べたものである。無線局運用規則（第14条、第18条及び第39条並びに別表第4号）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に自局の発射しようとする電波の ア によって聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後、次の(1)から(3)までに掲げる事項を順次送信し、更に イ 聴守を行い、他の無線局から停止の請求がない場合に限り、「本日は晴天なり」の連続及び自局の呼出符号1回を送信しなければならない。この場合において、「本日は晴天なり」の連続及び自局の呼出符号の送信は、 ウ を超えてはならない。
 - (1) ただいま試験中 3回
 - (2) こちらは 1回
 - (3) 自局の呼出符号 エ
- ② ①の試験又は調整中は、しばしばその電波の周波数により聴守を行い、 オ を確かめなければならない。
- ③ ①の後段の規定にかかわらず、海上移動業務以外の業務の無線局にあっては、必要があるときは、 ウ を超えて「本日は晴天なり」の連続及び自局の呼出符号の送信をすることができる。

- | | |
|--------------------------|------------------------|
| 1 周波数及びその他必要と認める周波数 | 2 周波数 |
| 3 1分間 | 4 3分間 |
| 5 20秒間 | 6 10秒間 |
| 7 3回 | 8 1回 |
| 9 他の無線局の通信に混信を与えていないかどうか | 10 他の無線局から停止の要求がないかどうか |

B-4 次に掲げるアルファベットの字句及びモールス符号の組合せについて、無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、アルファベットの字句とその字句を表すモールス符号が適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

字句	モールス符号
ア UNIFORM	...- -... .. -.-. -.-. -.-. -.-.
イ VICTOR	...- .. -.-. -.-. -.-. -.-.
ウ WHISKEY	...- -.-. . -.-.-
エ YANKEE	-.-.- .. -.-. -.-.-. . .
オ ZULU	-.-.- ..- -.-.-. ..-

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

B-5 無線従事者の免許証に関する記述として、電波法施行規則（第38条）及び無線従事者規則（第50条及び第51条）の規定に適合するものを**1**、適合しないものを**2**として解答せよ。

ア 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証を携帯していなければならない。

イ 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から1箇月以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務局長を含む。）に返納しなければならない。

ウ 無線従事者は、免許証を失ったために免許証の再交付を受けようとするときは、所定の様式の申請書に写真1枚を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務局長を含む。）に提出しなければならない。

エ 無線従事者は、免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときは、発見した日から10日以内に発見した免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務局長を含む。）に返納しなければならない。

オ 無線従事者は、氏名に変更を生じたときは、所定の様式の申請書に免許証及び氏名の変更の事実を証する書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務局長を含む。）に提出し、免許証の訂正を受けなければならない。

B-6 局の識別に関する記述として、無線通信規則（第19条）の規定に適合するものを**1**、適合しないものを**2**として解答せよ。

ア 虚偽の又はまぎらわしい識別表示を使用する伝送はすべて禁止する。

イ アマチュア業務においては、すべての伝送は、識別信号を伴うものとする。

ウ アマチュア局は、その伝送中に少なくとも5分ごとに識別信号を伝送しなければならない。

エ アマチュア局は、特別とりきめにより国際符字列に基づかない識別信号を持つことができる。

オ 多数の局が同時に通信するときは、各自の識別信号又はすべての関係局の識別表示を伝送しなければならないとの要件は適用しない。